

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会
資料 ガ委2-5 放送法の改正について

放送法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係省令等の整備への対応

平成20年1月31日

株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

①経過

- 2007年12月21日 放送法改正法案が参議院本会議で可決、成立
- 2008年1月18日 総務省より「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」報道発表。意見募集受付締切は2008年2月19日

②社内方針

- 本件制度変更にあたり、弊社が「有料放送管理事業者」に該当することを確認いたしました。
- 総務省案の関係省令等の変更については、原則「賛成」の方針です。

③今後の予定及びガイドラインの変更

- 現在、省令等の変更内容について精査を行い、意見書案を作成準備中です。
- 改正法の施行日以降、速やかに制度に則った「有料放送管理事業」の行政手続を行う予定です。
現在の「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」に定めた諸規定について、本件省令等の変更に伴い必要となる変更・該当する事項の精査中ですが、次の点については変更が必要と認識しております。
(次頁「④参考」を参照ください。)

(現行) I. 衛星放送の視聴者(視聴しようとする者を含む。以下同じ)の利益を確保するための事項

- (略)
- 視聴者に対し、有料放送のサービスの料金その他の提供条件及びその変更の内容を明示するために
 - ①視聴者が有料放送サービスを購入しようとする場合には、当社は、その料金の諸手続きの手数料などサービスにかかわる料金を分かりやすく明示する。
(以下、略)



(修正案) I. 衛星放送の視聴者(視聴しようとする者を含む。以下同じ)の利益を確保するための事項

- (略)
- 視聴者に対し、有料放送のサービスの料金その他の提供条件及びその変更の内容を明示するために
 - ①視聴者が有料放送サービスを購入しようとする場合には、当社は、**契約の相手方が衛星放送事業者であること及び有料放送サービスの料金の諸手続きの手数料などサービスにかかわる料金その他の提供条件**を分かりやすく明示する。
(以下、略)

④参考

【改正放送法での要綱】

- 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務を行おうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令に定めるところにより、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令の定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

【省令改正案での要綱】

- 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ① 国内受信者に対し、有料放送の役務に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置
 - ② 国内受信者の苦情及び問合わせを適切かつ迅速に処理する措置
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運用を確保するために必要な措置
- 有料放送管理事業者は、各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。
 - 有料放送管理事業者は、実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。